



2025 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 イ オ ン 株 式 会 社
代 表 者 名 取締役兼代表執行役社長 吉田 昭夫
(コード番号：8267 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役財務・経営管理担当 江川 敬明
(T E L . 0 4 3 - 2 1 2 - 6 0 4 2)

イオンディライト株式会社株券等（証券コード：9787）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

イオン株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 2 月 28 日、イオンディライト株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：9787、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 買付け等の概要」の「（3）買付け等に係る株券等の種類」において定義します。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 3 月 3 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが 2025 年 4 月 24 日をもって終了いたしましたので、その結果についてお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1

（2）対象者の名称

イオンディライト株式会社

（3）買付け等に係る株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

イ 2007 年 5 月 24 日開催の対象者株主総会決議及び 2020 年 4 月 10 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 13 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2020 年 6 月 10 日から 2035 年 6 月 10 日まで）

ロ 2007 年 5 月 24 日開催の対象者株主総会決議及び 2021 年 4 月 9 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 14 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年 6 月 10 日から 2036 年 6 月 10 日まで）

ハ 2007 年 5 月 24 日開催の対象者株主総会決議及び 2022 年 4 月 7 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 15 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2022 年 6 月 10 日から 2037 年 6 月 10 日まで）

ニ 2007 年 5 月 24 日開催の対象者株主総会決議及び 2023 年 4 月 11 日開催の対象者取締役会決議に

- に基づき発行された新株予約権（以下「第 16 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2023 年 6 月 10 日から 2038 年 6 月 10 日まで）
- ホ 2007 年 5 月 24 日開催の対象者株主総会決議及び 2024 年 4 月 24 日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された新株予約権（以下「第 17 回新株予約権」といい、第 13 回新株予約権、第 14 回新株予約権、第 15 回新株予約権、第 16 回新株予約権及び第 17 回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は 2024 年 6 月 10 日から 2039 年 6 月 10 日まで）

（４）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
20, 252, 536 株	4, 297, 400 株	一株

- （注１） 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（4, 297, 400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- （注２） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が 2025 年 1 月 9 日に公表した「自己株式の消却に関するお知らせ」（以下「対象者自己株式消却プレス」といいます。）に記載された 2025 年 1 月 31 日現在の発行済株式総数（同日付で実施された自己株式の一部消却後の発行済株式総数である 48, 469, 633 株）に、同日現在残存し行使可能な本新株予約権（対象者によれば第 13 回新株予約権 60 個、第 14 回新株予約権 92 個、第 15 回新株予約権 53 個、第 16 回新株予約権 53 個及び第 17 回新株予約権 34 個）の目的となる対象者株式の数（29, 200 株）を加算した株式数（48, 498, 833 株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（対象者が 2025 年 1 月 9 日に公表した「2025 年 2 月期 第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された 2024 年 11 月 30 日現在の自己株式数である 1, 277, 247 株に、①対象者が 2024 年 12 月 17 日に公表した「自己株式の取得状況及び取得終了に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」に記載された同年 12 月 1 日から同月 16 日までの期間に対象者が実施した自己株式取得により取得された自己株式数である 56, 000 株を加算し、②対象者自己株式消却プレスに記載された 2025 年 1 月 31 日付で実施された消却の対象となった自己株式数である 700, 000 株を控除した株式数である 633, 247 株）を控除した株式数（47, 865, 586 株）から、2025 年 2 月 28 日現在公開買付者が所有する対象者株式の数（27, 613, 050 株）を控除した株式数（20, 252, 536 株）になります。
- （注３） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。
- （注４） 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- （注５） 公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

（５）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 3 月 3 日（月曜日）から 2025 年 4 月 24 日（木曜日）まで（38 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（６）買付け等の価格

- ① 普通株式 1 株につき、金 5,400 円
- ② 本新株予約権
 - イ 第 13 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
 - ロ 第 14 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
 - ハ 第 15 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
 - ニ 第 16 回新株予約権 1 個につき、金 1 円
 - ホ 第 17 回新株予約権 1 個につき、金 1 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,297,400 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（13,744,452 株）が買付予定数の下限（4,297,400 株）以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書（2025 年 4 月 10 日に提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 4 月 25 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	13,744,452 株	13,744,452 株
新 株 予 約 権 証 券	—株	—株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—株	—株
株 券 等 信 託 受 益 証 券 ()	—株	—株
株 券 等 預 託 証 券 ()	—株	—株
合 計	13,744,452 株	13,744,452 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	276,130 個	(買付け等前における株券等所有割合 57.69%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	4,680 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.98%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	413,575 個	(買付け等後における株券等所有割合 86.40%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)

対象者の総株主等の議決権の数	480,432 個	
----------------	-----------	--

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2024年10月11日に提出した第52期半期報告書に記載された2024年8月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年4月10日に公表した「2025年2月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2025年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（48,469,633株）に、同日現在残存し行使可能な本新株予約権（対象者によれば第13回新株予約権60個、第14回新株予約権60個、第15回新株予約権33個、第16回新株予約権43個及び第17回新株予約権34個）の目的となる対象者株式の数（23,000株）を加算した株式数（48,492,633株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（627,047株）を控除した株式数（47,865,586株）に係る議決権の数である478,655個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

② 決済の開始日
2025年5月2日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。）の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が2025年2月28日に公表した「イオンディライト株式会社株券等（証券コード：9787）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載した内容から変更はありません。

公開買付者は、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、本スクイーズアウト手続が実行された場合には、東京証券取引所の定める

上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所
イオン株式会社
（千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上